

ビジネス法務知識を手軽にeラーニングで学ぶ 『20分で学ぶ インサイダー取引規制コース』 開講

株式会社日本能率協会マネジメントセンター(代表取締役社長：長谷川隆、港区、以下 JMAM[ジェイマム])は、インターネットで学べる法人・企業向け教育ツール eラーニングライブラリ^{※1}の新コースとして、『20分で学ぶ インサイダー取引規制コース』を2015年5月末より開講しました。本コースの受講対象者は、企業、組織で働くビジネスパーソンです。

企業・組織では、「コンプライアンス（法令遵守）」を徹底し、従業員一人ひとりが、業務のなかで自らのビジネス活動におけるリスクを察知、法的、倫理的な問題を未然に回避できるようになることが求められています。そのため、ビジネスに関連する法知識を従業員に周知することが、企業・組織の重要な課題の一つとなっています。

JMAM では、このような背景のもと、ビジネスパーソンに必須の法務知識を習得する教育ツールとして、eラーニングライブラリ『20分で学ぶ インサイダー取引規制コース』を開発しました。本コースでは、eラーニングという手軽なツールを活用して、「インサイダー取引とは?」「自社株の売買」「重要事実を他人に話ただけで罪になるのか?」など、インサイダー取引のポイントを身近な事例を使用しながら学びます。

JMAM が提供する eラーニングライブラリは、オンラインで1年間、いつでも、何度でも、手軽に学ぶことができる、法人企業向け教育ツールになります。個々人の学習履歴を簡単に把握できるほか、費用についても本コースを含むマネジメント系教育テーマ全91コースを一人あたり3600円(税別)^{※2}というリーズナブルな価格で受講することが可能です。パソコン、スマホ、タブレット端末などのインターネットを通じて手軽に取り組むことができ、現在、1,400社を超える企業・団体に導入されています。管理職への人事・労務管理教育や全社一斉のコンプライアンスおよびメンタルヘルス教育、内定者・新入社員教育、英語・中国語などのグローバル教育など、各社で幅広く活用されています。

JMAM では今後も、企業の人材育成を支援するべくさまざまなサービスを展開していく予定です。

日本能率協会マネジメントセンター (JMAM) について：JMAM は、日本能率協会 (JMA) グループの中核企業として1991年に設立されました。通信教育・研修・アセスメント・eラーニングを柱とした人材育成支援事業、能率手帳の新生ブランド『NOLTY』や『PAGEM』を代表とする手帳事業、ビジネス書籍の発行を中心とした出版事業を通じて、「成長したいと願うすべての人」を支援し続けていきます。www.jmam.co.jp

^{※1} JMAM が提供する「eラーニングライブラリ」は、「むずかしい」を「わかりやすく」、「手軽に学べて、満足できる」ことを特長とし、インターネットで、1年間、いつでも、何度でも受講できます。内定者・新人から管理職までの階層別教育、コンプライアンスやビジネススキル、語学といった目的別教育、技術・技能教育など幅広いラインアップとなっています。また、eラーニングライブラリの大きなメリットとして、契約期間中は追加料金無しで、新コースが随々追加されていくことです。教材改訂も随時実施しており、スマホ・タブレット対応等、継続的にeラーニングライブラリの充実を図っています。2015年5月末現在、全146コースのラインアップを、約1400社、のべ約61万人が利用しています。

http://www.jmam.co.jp/productservice/elearning_lib/index.html

^{※2} マネジメント系ライブラリ (2015年5月末現在91コース) 100名さま、38万8800円(税込み)にてご利用いただいた場合の金額となります。ご契約内容に応じて、費用は変動いたします。eラーニングライブラリ[®] は、株式会社日本能率協会マネジメントセンター (JMAM) の登録商標です。

【報道関係者お問い合わせ先】

(株)日本能率協会マネジメントセンター 広報担当
TEL : 03-6362-4361 (直通) / E-mail : PR@jmam.co.jp

【サービスに関するお問い合わせ先】

(株)日本能率協会マネジメントセンター e-ラーニング事業本部 TEL:03-6362-4345

『20分で学ぶ インサイダー取引規制コース』の概要

1. ねらい

短時間で「インサイダー取引規制」に関するポイントを学びます。日々の行動に落とし込むために、身近な事例を用いて解説をおこない、実践的な知識の習得をめざします。

2. 特長

- 「インサイダー取引とはどのようなことか？」といった初歩的な内容から学びます。
- 「インサイダー取引」に関する、身近な疑問、よくある事例を取りあげます。
- 違法行為の当事者とならないために、日常のふるまいのなかで気を付けるべきことを学びます。

3. 監修

弁護士 本井 克樹 本井総合法律事務所

4. 学習時間

想定学習時間：40分

最短実行時間：17分

5. 対象

社会人（ビジネスパーソン）全般

6. カリキュラム

学習のガイダンスと学習資料集

1章 インサイダー取引とは

- 1-1 インサイダー取引とは？
- 1-2 インサイダー取引となる条件
- 1-3 大きな代償をとまなうインサイダー取引

2章 こんな時が危ない！！ ケースで学ぶ あなたが当事者にならないために

- 2-1 自社株の売買とインサイダー取引
- 2-2 「会社関係者」 グループ会社社員、出向者の扱い
- 2-3 漏らしただけでも罪になる？ 情報管理の注意点
- 2-4 どのような情報が「重要事実」にあたるのか？

3章 まとめ インサイダー取引を防ぐために

- 3-1 インサイダー取引を防ぐために

レポート問題（客観式10問、ランダム出題・自動添削）

7. 学習画面例

<1-1 インサイダー取引とは?>

PC 画面

1-1 インサイダー取引とは? 次の学習へ進みましょう ©2015-JMAM

インサイダー取引

違法に得た財産の没収や追徴 (法198条の2)

経済的利益相当の課徴金 (法175条)

金融商品取引法 5年以下の懲役 (法197条の2)

500万円以下の罰金 法人は5億円以下の罰金 (法207条の1項2号)

金融商品取引法 総務省・法令データ提供システムへリンクします。

そのために犯罪行為として「金融商品取引法」で規制され、違反すれば、刑事罰や課徴金が課せられるのです。

戻る 一時停止 進む

字幕 非表示 音量 スライドバー 学習時間 00分43秒

スマホ画面

1-1 インサイダー取引とは? メニュー ©2015-JMAM

インサイダー取引

違法に得た財産の没収や追徴 (法198条の2)

経済的利益相当の課徴金 (法175条)

金融商品取引法 5年以下の懲役 (法197条の2)

500万円以下の罰金 法人は5億円以下の罰金 (法207条の1項2号)

金融商品取引法 総務省・法令データ提供システムへリンクします。

そのために犯罪行為として「金融商品取引法」で規制され、違反すれば、刑事罰や課徴金が課せられるのです。

戻る 一時停止 進む

字幕 非表示 音量 スライドバー 学習時間 00分43秒

<1-2 インサイダー取引となる条件>

PC 画面

1-2 インサイダー取引となる条件 ©2015-JMAM

インサイダー取引の4要件

職務・権限を通じて知り得る 上場会社 上場投資法人 グリーンシート銘柄発行会社 等の

会社関係者等 (元会社関係者を含む) が

業務等に関する重要事実を知りながら

公表される前に

当該上場会社の株券等の 売買等を行うこと

上場会社等の業務等に関する『重要事実』を知りながら、それが『公表されるより前』に、その上場会社の株券等の『売買等』を行うことです。

戻る 再生 進む

字幕 非表示 音量 スライドバー 学習時間 02分47秒

スマホ画面

1-2 インサイダー取引となる条件 メニュー ©2015-JMAM

インサイダー取引の4要件

職務・権限を通じて知り得る 上場会社 上場投資法人 グリーンシート銘柄発行会社 等の

会社関係者等 (元会社関係者を含む) が

業務等に関する重要事実を知りながら

公表される前に

当該上場会社の株券等の 売買等を行うこと

上場会社等の業務等に関する『重要事実』を知りながら、それが『公表されるより前』に、その上場会社の株券等の『売買等』を行うことです。

戻る 一時停止 進む

字幕 非表示 音量 スライドバー 学習時間 02分47秒

<2-1 自社株の売買とインサイダー取引>

PC 画面

2-1 自社株の売買とインサイダー取引 ©2015-JMAM

インサイダー取引の規制対象

売却

引き出し

インサイダー取引の規制対象外

市場

自社株購入

ストックオプション 新株予約権

一定の計画に従い、継続的に行われる買い付け (1回あたりの拠出金<100万円の場合) 例: 毎月行う定額の買い付けなど

しかし、Aさんが行ったように、引き出した株式を“売却”した場合は、インサイダー取引規制の対象になるのです。

戻る 再生 進む

字幕 非表示 音量 スライドバー 学習時間 02分59秒

スマホ画面

2-1 自社株の売買とインサイダー取引 メニュー ©2015-JMAM

インサイダー取引の規制対象

売却

引き出し

インサイダー取引の規制対象外

市場

自社株購入

ストックオプション 新株予約権

一定の計画に従い、継続的に行われる買い付け (1回あたりの拠出金<100万円の場合) 例: 毎月行う定額の買い付けなど

しかし、Aさんが行ったように、引き出した株式を“売却”した場合は、インサイダー取引規制の対象になるのです。

戻る 一時停止 進む

字幕 非表示 音量 スライドバー 学習時間 02分59秒